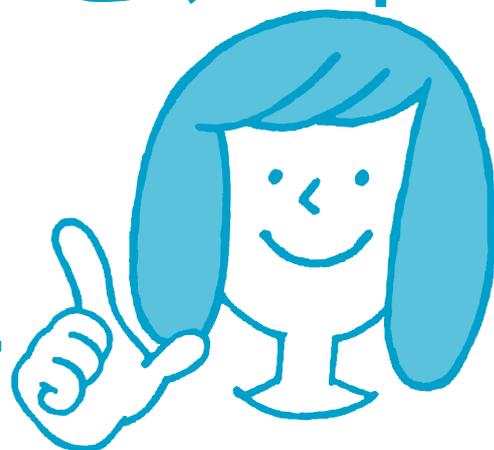


—2012年4月1日 改正NPO法スタート—

認定NPO法人制度が
より身近になりました

税理士・公認会計士の
皆様の専門性を、
社会貢献に！



NPO法人の会計・税務が
ますます重要になります

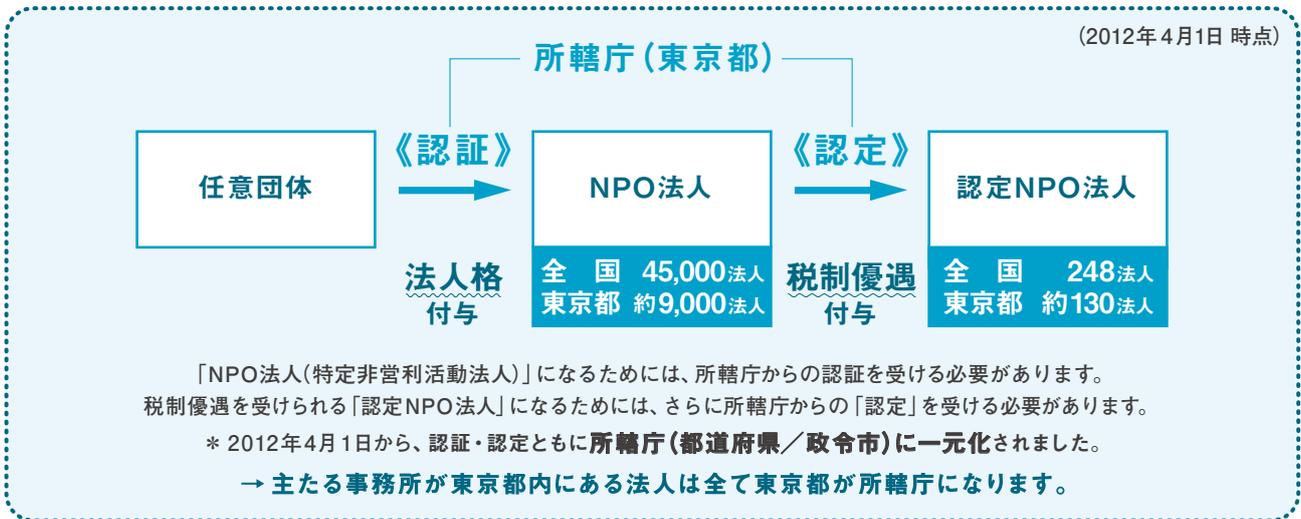
認定NPO法人制度 編

認定NPO法人取得等支援事業推進会議

東京都／東京ボランティア・市民活動センター／NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

東京税理士会／NPO支援東京会議

NPO法人とは？



■ NPO法人(特定非営利活動法人)とは…

NPO法(特定非営利活動促進法)に基づき、所轄庁(都道府県・政令市)の「**認証**」を受けて、法人格を取得した法人です。1998年から始まった本制度により、市民活動団体が法人名で財産を所有したり、さまざまな契約行為を行ったりすることが可能になりました。

■ 認定NPO法人制度とは…

東京都など所轄庁から「**認定**」を受けた「認定NPO法人」に対して、様々な税金の優遇を与えることで、「認定NPO法人」の活動を税制面で応援する制度です。2001年に制定されました。現在、NPO法人の数は4万を越えましたが、その中で税の優遇を受けられる「認定NPO法人」は、ほんの0.5%というのが現状です。こうした現状を受けて、2011年6月に認定NPO法人制度の抜本改革が実現し、多くのNPO法人に認定の機会が広がりました!

ぜひ、NPO法人の認定取得に、皆様のお力を貸してください!

NPOをご存知ですか？

英語の“Nonprofit Organization”ということばの頭文字をとったものです。

Non = 「非」
Profit = 「利益を目的とした」
Organization = 「組織」

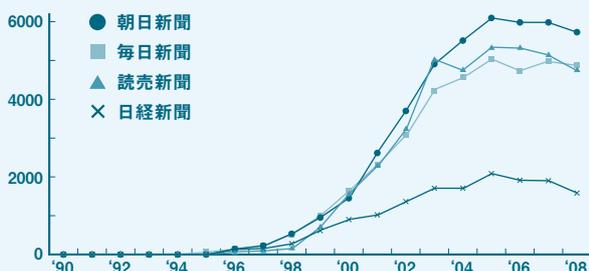
訳すると「非営利組織」となります。また、行政機関ではないことを明確にするために、「民間非営利組織」と訳されることもあります。営利を目的とする団体(会社)に対して、営利を目的としない民間団体の総称として使われています。

震災も影響して、今後はますますその必要性が高まりそうです。



NPOへの注目度は高まっています!!

図. “NPO”という単語が使われた新聞記事の本数 (NPO白書2010より)



NPOへの関心や注目は、年々高まっています。NPO法人は福祉・医療や社会教育、環境保全、まちづくり、国際協力、文化・芸術・スポーツ、災害救援など、様々な分野で社会貢献活動を行っています。その活躍は、マスメディアでも毎日取り上げられ、世界的な評価を得ている団体も多くあります。最近では、企業と共に「寄付付き商品・サービス」を企画したり、行政と共に「協働事業」を行うなど、パートナーシップ事例も増えています。東日本大震災においても、被災地の救援・復興に大きく貢献しています。

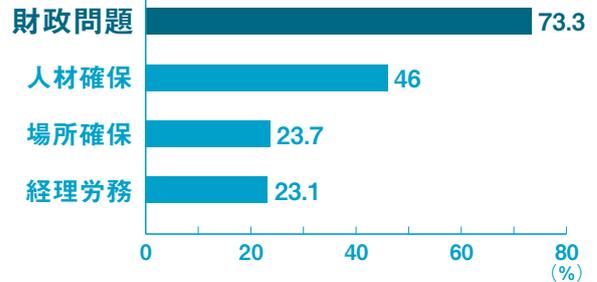
なぜ認定取得が必要？

■ 活動上の問題点 —— 7割以上のNPO法人が「財政問題」と回答。

法人数も増加し、東日本大震災での活躍など注目が集まるNPO法人ですが、多くの団体が活動資金の確保に悩んでいます。また、全体の約6割の法人が、収支規模1千万円未満であり、小規模法人が多数を占めています。

こうした苦境にあるNPO法人に優遇税制を適用し、活動資金の確保を支援する制度が「認定NPO法人制度」です。認定NPO法人になると、寄付の増加や社会的信頼の向上が期待でき、社会貢献活動がより一層促進されます。

Q. 活動上の問題点 (内閣府調べ)

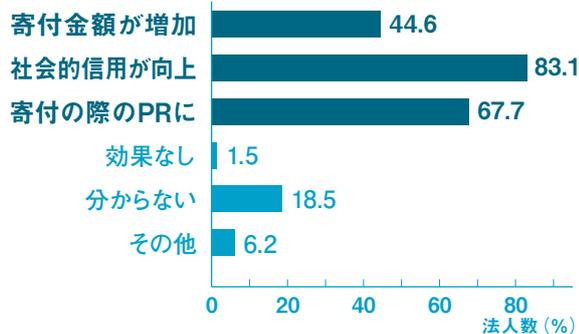


〈NPO法人〉→〈認定NPO法人〉になると、次のようなメリットがあり、活動がしやすくなります。

- 税制優遇されるので、寄付が集めやすくなる。(詳細は次頁)
- 社会的信頼性が向上し、企業や行政とも協働しやすくなる。
- 内部管理がしっかりする。スタッフの意識が向上する。
- 情報公開が強化され、団体の透明性が増す。



Q. 認定取得後の効果 (複数回答)



平成22年度 特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査

■ 認定NPOが増えると...

現状では全国で約250法人しかない認定NPO法人がもっと増えれば、日本に寄付文化がより一層広がり、国民が助け合い・支え合う社会が実現できます。

政府の新成長戦略(2010年6月策定)でも、2020年までに国民の寄付をGDP比で5~10倍にすることが掲げられています。

【2009年】 約1千億円 / GDP比: 0.02%



【2020年】 6.5千億円~1兆3千億円 / GDP比: 0.1%~0.2%

認定NPO法人への税制優遇

認定NPO法人への寄付を促進するため、以下の4つの税制優遇を受けることができます。

1. 《個人》が認定NPO法人に寄付をした場合

➔ 寄付金控除を受けられます。

個人が認定NPO法人へ寄付をした場合は、確定申告をすれば、税金の還付を受けることができます。

寄付金控除は次の算式で計算します。(税額控除方式の場合)

$$(\text{寄付金額} \times 1 - 2,000 \text{円}) \times 50\% \times 2 = \text{減税額}$$

※1 その年中に「認定NPO法人」に寄付をした金額の合計

※2 住民税を含めた割合です。住民税の控除割合は最大10%ですが、これは各自治体によって違います。

*2011年6月に成立した税制改正法案により、認定NPO法人への寄付で「税額控除」が可能になりました。

【所得控除】と【税額控除】の比較

年収300万円(所得金額192万円)の人が認定NPOに1万円寄付した場合……

所得控除

減税額400円(還付額)



税額控除

3,200円!!

2. 《法人》が認定NPO法人に寄付をした場合

➔ 損金算入限度額の枠が拡大されます。

一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

特別損金算入限度額：一般損金算入枠とは別に、認定NPO法人にある特別枠です

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

*2011年11月に成立した税制改正法案により、認定NPO法人向け特別枠が拡充されました。

それぞれ、確定申告をする必要があります!



3. 《相続人》が認定NPO法人に寄付をした場合

➔ 寄付をした相続財産が非課税になります。(仮認定は不可)

例えば、1億円の相続財産があった場合、このうちの8千万円を認定NPO法人に寄付すれば相続税の課税対象額は2千万円になります。

*上記は金銭の場合です。不動産(土地・建物等)等は扱いが異なる場合があります。(みなし譲渡所得課税)

4. 《認定NPO法人自身》が法人税法上の収益事業を行った場合

➔ 「法人税の軽減措置」を利用できます。(仮認定は不可)

収益事業から得た利益を本来目的の非収益事業に使用した場合に、この分を寄付金と見なし、一定の範囲で損金に算入できるという制度です。結果として、収益事業にかかる法人税が軽減されます。「みなし寄付金制度」といいます。

*みなし寄付金の控除上限額は今回の改正で、所得の50%か200万円のいずれか高い方に拡充されました。

「仮認定」も4月からスタート!!

認定NPO法人になるルートは2つ

「仮認定」がいよいよ始まり、今、ほぼすべてのNPO法人に対して認定取得への門戸が開かれています!!

寄付が既に集まっている団体は?

ルート A



NPO法人

パブリック・サポート・テスト[※](PST)を含むすべての要件を満たしている 要件の詳細は P.5 参照

認定申請可能

パブリック・サポート・テスト[※](PST)以外の7つの要件を満たしている 要件の詳細は P.5 参照

仮認定申請可能

寄付が全然集まっていない団体は……?

ルート B

※パブリック・サポート・テスト(PST)とは幅広く市民の支持を得ているかどうかのテストです。これまで認定NPO法人になるための最大の関門と言われてきました。

「認定」と「仮認定」どう違う?

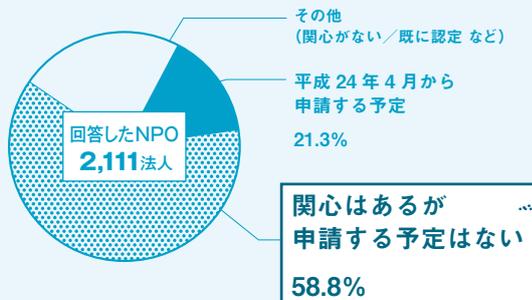
	認定	仮認定
要件	8つの要件をすべて満たしている	PST以外の7つの要件を満たしている
有効期間	認定の日から5年間	仮認定の日から3年間
申請可能な法人	すべてのNPO法人 <small>(ただし設立後1年を超える期間を経過)</small>	すべてのNPO法人 *2015年3月までの経過措置 <small>(ただし設立後1年を超える期間を経過)</small>
税制優遇	①個人が寄付をした場合の寄付金控除 ②法人が寄付をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③相続人が寄付した場合の非課税 ④認定NPO自身のみなし寄付金	①②は認定と同じ *税額控除も適用される 「③の寄付した相続財産の非課税」と「④のみなし寄付金」は適用なし <small>*仮認定後、認定に移行できなくても寄付金控除利用者への課税などペナルティはない</small>

税務や会計の実務経験のないNPO職員にとっては、まだまだ高いハードルなんだねえ…。



…なぜ?? こんなに取得しやすくなったのに、申請しない?

Q. 認定NPO法人制度を利用したいと思いますか? (内閣府調べ)



Q. 申請を行う予定がない理由



右図B,C(★)に該当する、およそ7割は、認定を比較的容易に取得できる団体です。いまこそ税理士・公認会計士の皆様のお力が必要です!!

認定NPO法人になるための要件

認定NPO法人になるためには、実績判定期間（初回は直前の2事業年度）において、認定は①～⑧すべて、仮認定は②～⑧を満たしている必要があります。

★ は特に注意が必要な項目です。

① パブリックサポートテスト(PST)をクリアしていること。(次のいずれかを満たしています。)

- ★ (1) 経常収入金額に占める寄付金の割合が20%以上です。
- ★ (2) 各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者の数が年平均100人以上です。
- (3) 都道府県・市区町村から条例で個別指定を受けています。

**仮認定の場合
①は不要です!**

② 活動のメインが共益的な活動でないこと。(次の活動の合計が50%未満です。)

- (1) 会員のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- (2) 特定のグループや特定の地域などに便益が及ぶ活動
- (3) 特定の人物や著作物に関する普及啓発等の活動
- (4) 特定の者の意に反した活動

認定要件の中には、会計・経理や税務上に関するものがたくさんあります!
「寄付者名簿」の作成も必要です。



③ 組織運営等が適正であること。

- (1) 役員の総数のうち特定の役員及びその親族関係者の占める割合が1/3以下です。
- (2) 役員の総数のうち、特定の法人の役員や従業員が占める割合が1/3以下です。
- ★ (3) 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し、保存しています。
- (4) 各社員の表決権が平等です。
- ★ (5) 支出した金銭について費途が不明なものや、帳簿への虚偽の記載はありません。

④ 事業活動について一定の要件を満たしていること。

- (1) 宗教活動及び政治活動を行っていません。
- (2) 役員や社員、職員、寄付者に特別の利益を与えていません。
- (3) 営利を目的とした事業を行う者や、政治・宗教活動を行う者、特定の公職の候補者に寄付を行っていません。
- ★ (4) 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費／事業費の総額】の割合が80%以上です。
- ★ (5) 実績判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた額／受入寄付金の総額】の割合が70%以上です。
- (6) 助成金の支給を行った場合または200万円超の海外送金を行う場合に、事前または事後にその内容を記載した書類の提出が必要となることを理解しています。

⑤ 情報公開が適正であること。

- 認定申請書類について、一般の人から閲覧の請求があった場合、応じることができます。

⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。

- 毎年度、事業報告書や活動計算書等を所轄庁に提出しています。

⑦ 法令違反等がないこと。

- ★ (1) 法令に違反する事実はありません。
(例：法人税・消費税・源泉所得税を適正に申告・納付している)
- (2) 偽りや不正の行為によって利益を得た事実または得ようとした事実はありません。
- (3) その他にも、公益に反する事実はありません。

欠格事由に注意!

「認定取消から5年以内の法人である」など、6項目の欠格事由もあります。該当する法人は認定を受けられません。

⑧ 設立から1年を超えていること。

- 申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を超える期間を経過しています。

NPOの会計はわかりやすくなりました

■「収支計算書」から「活動計算書」に変わりました

NPO法人の会計は、これまで【収支ベース】の「収支計算書」が原則であったため、「一取引二仕訳」など難しい点がありましたが2012年4月1日から施行される改正NPO法によって、企業会計を意識した【損益ベース】の「活動計算書」への転換が図られました。

「NPO法人」と「株式会社」の法人制度の違いを正しく理解し、NPO特有のポイント※を押さえれば、NPO法人の会計は決して難しくありません。

NPO法人のスタッフは、各活動分野のエキスパートであっても、会計や税務については知識が乏しく、初歩的な問題でつまづいていることが多いです。ぜひ、皆様の専門性でNPO法人の社会貢献活動をバックアップしてください！

会計報告を正確に作成することで、NPO法人の信頼性・透明性の向上を目指しています。



※NPO特有のポイント

使途が制約された寄付やボランティア等の記載—ほか。詳細は「NPO法人会計 編」をご覧ください。

さらにセミナー、テキストでもご紹介していきます。

〈「NPO法人」と「株式会社」法人制度の違い〉

 は会計・税務に関連する項目です。

	NPO法人(特定非営利活動法人)	株式会社
法人の性質	公益法人(不特定多数の利益の増進目的)	営利法人(私的な営利目的)
法人格の取得	定款その他の要件を所轄庁が認証 → 登記	定款についてのみ要件を公証人が認証 → 登記
剰余金や残余財産の分配	できない	株主に配当
構成員	社員10人以上	株主1人以上
議決権	原則：1社員が1議決権 ※定款で特定の社員に多数の議決権を付与できる	議決権数 = 保有株式数
構成員の地位の移転	できない	できる(株式の譲渡)
財源	事業収入や助成金、寄付、会費等	事業収入や資本金、借入金
会計基準	NPO法人会計基準、公益法人会計基準、企業会計基準等	企業会計基準
法人税課税	収益事業のみ課税(原則非課税)	全ての所得に対して課税
情報公開	・所轄庁への事業報告書・活動計算書等の提出義務 ・所轄庁及びNPO法人事務所での定款・役員名簿・事業報告書等の閲覧制度	上場会社など一定の会社は、有価証券報告書の提出義務あり
監督	所轄庁による緩やかな監督	監督官庁がなく、監督されない

具体的なバックアップ方法のご案内は次ページ

いまこそ、皆様のお力が必要です！

画期的な制度改正を活用しようと、多くのNPO法人が皆様のお力を必要としています。

① 認定NPO法人制度をもっと詳しく知りたい！

認定NPO法人制度について、より詳しい内容をお伝えするために、専門家の皆様を対象としたテキスト発行やセミナー開催を予定しています。ぜひ、ご活用ください！

専門家向けテキスト 2012年6月を目途に、認定NPO法人制度に関する専門的なテキストを発行します。

専門家養成セミナー 2012年6月より、認定NPO法人制度に関する「専門家養成セミナー」を開催します。

* 認定NPO法人制度については、内閣府や東京都のホームページにも詳しい資料が掲載されています。

内閣府 NPOホームページ ▶▶▶ <https://www.npo-homepage.go.jp/>

東京都 市民活動(NPO)のホームページへようこそ! ▶▶▶ <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4.htm>

② NPO法人の力になりたい！

2012年秋からは、認定取得を目指すNPO法人向けの専門家派遣事業も行います。詳細は決定次第、順次お知らせしますので、今後の情報にご注目ください。



ボラ市民ウェブ (東京ボランティア・市民活動センター ホームページ) ▶▶▶ <http://www.tvac.or.jp/newpublic/nintei/>

東京税理士会では現在、税理士が行う社会貢献活動として、成年後見や租税教育活動に力を入れています。

本年4月1日に、改正NPO法がスタートしたことにより、社会貢献活動を行うNPO法人(特定非営利活動法人)の会計や税務について、より厳格性が求められるようになりました。今般、東京都が行う公共支援事業に、東京税理士会としても、我々の専門性を活かしサポートしていこうと考えています。

会員の皆様のご積極的なご参加をお願い致します。



東京税理士会 会長 神津 信一

発行：認定NPO法人取得等支援事業推進会議

会議構成員：東京都／東京ボランティア・市民活動センター／NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
東京税理士会／NPO支援東京会議

お問い合わせ

東京ボランティア・市民活動センター(TVAC)
認定NPO法人取得等支援係

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ10F
開館時間：☎～☎ 9時～21時、☎ 9時～17時(月・祝休)

TEL: 03-3235-1171 / FAX: 03-3235-0050
E-mail: center@tvac.or.jp

「ボラ市民ウェブ」 <http://www.tvac.or.jp/>

東京ボランティア・市民活動センター(TVAC)は、ボランティア、NPOなど、多様な分野で、市民が中心になって行う市民活動や非営利活動を、推進・支援する民間の総合的なセンターです。1981年に東京ボランティア・センターとして設立され、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が運営しています。

ボラ市民ウェブ

検索